

## 輸入野菜の残留農薬問題

一六八〇字

きょうは、食品衛生法の一部を改正する法律案に関しまして、限られた時間でございますが、質疑をさせていただきたいと思っております。

今回のこの改正案のきっかけとなった中国からの輸入冷凍ホウレンソウについて、まず、日本側の現状並びに中国側の現状をただし、そして、今後とるべき措置についてのやりとりをさせていただきたいと思っております。

まず、今回この冷凍ホウレンソウを改めて検品してみると、残留農薬の基準値を超える違反事例が約八%あったのであります。一昨日の報道では、残留農薬クロルピリホスですが、これが基準値の百八十倍の検体も見つかったと。まさにこれは大変ゆしき問題でございます。

それはなぜかといいますと、輸入の食品というのは、危険性が指摘されるような話というのは多々ありました。しかしながら、今まではそういった輸入食品もすべて厚生労働省が水際ではねていたのでございます。ですから、よく農林水産省とのやりとりで、国内の食品が大事だ、輸入食品は危ないというような発言をすることも間々部会なんかであるんですが、私は、それはおかしい、厚生労働省が水際ではねているという今の実態を否定するのか、こういうことを主張してきたわけでございます。しかし、現実にこのような

余りにもひどい実態が改めて発覚いたしますと、極めてシームな話なんではないかというふうに思います。

このような実態、基準値をはるかに超えたようなものが平気で入ってきてしまった、それを一部マスコミの指摘から改めて検査をして気がついたという、ある意味では大変な失態だと思うんですが、このような事態が起こった原因はどこにあり、どのような認識でおられるのかということ、まず厚生労働省からお答えをいただきたいと思います。

今、大変問題になっております農薬の残留の問題ですけれども、私も主婦の一人として本当に大変びっくりいたしておりますけれども、中国産冷凍ホウレンソウにつきましては、本年三月以降、多数の残留農薬基準違反が認められているところでございます。

その原因といたしましては、中国産野菜類の輸入量が大変増加をしております。その中で、生鮮野菜のみならず、加工原料として下ゆでそれから冷凍されたものなど、その形態が多様化しているにもかかわらず我が国においてモニタリング検査が行われていなかったこと、それから、中国国内において農薬による中毒事例が報道されるなど、残留農薬に対する規制が十分でないことなどが考えられます。本年三月二十日から、検疫所において輸入時のモニタリング検査を開始したところ、数多くの違反実態が明らかとなってきたものであります。

このモニタリング検査が行われてこなかったことについて、厚生労働省としてはどう認識、見解を持っているんですか。そこにつ

いての責任というのはどう感じられているんですか。

の必要はありません。

御指摘のように、加工野菜につきましては、民間の検査機関が検査をして一例違反があるというふうなことが報道されまして、それを受けまして、私も、三月二十日から、冷凍ホウレンソウを含めました十八品目の加工野菜につきまして、下ゆでをされた程度のものを対象にまず検査を開始したわけでございます。

それまでは、御指摘のように、生鮮野菜だけはやっておりませんが、それ以外の野菜、加工野菜については検査の対象にしておらなかったということがございます。それはなぜかと申し上げますと、国際的にもこの加工野菜につきましての基準が設定をされておりません。なかなか要件的に難しいこともございますが、そういったことから、基準がないということで私も検査に取り組んでまいらなかったということがございます。

ただ、こういった実態が出てまいりました、違反があつたということで、急遽、そういった生鮮野菜の基準を適用できるような加工の野菜というものについては早急に対応するという考え方で、三月二十日から、十八品目の下ゆでをした加工の野菜について検疫所の方で検査を始めたという考え方でございます。

今のお答えですと、加工食品、冷凍食品についての基準値の設定が難しい、世界的にも冷凍食品の残留農薬についての検査が行われている事例は少ない、やむを得なかった、そういう認識ですか。

(注) ととは便宜的に発言者の区別を示したもので、反訳